

人・農地プランから 「地域計画」へ

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和5年4月より、地域農業の在り方を示した「人・農地プラン」が「地域計画」に名称が変わり、「目標地図」を新たに作成することが義務づけられました。

「目標地図」は、高齢などで耕作ができなくなった際に、次の耕作者へスムーズに引き継がれるよう、10年後の1筆毎の耕作予定者を示すもので、農地利用の将来図となるものです。

市では、法律に基づき、令和7年3月までに、地域・農業者・関係機関との協議を経て、地域計画を策定・公表することとしています。

地域計画のイメージ

地域農業の在り方

- ・農地の集積、集約化の取組
- ・農地中間管理機構の活用方法
- ・基盤整備事業への取組
- ・多様な経営体の確保、育成の取組
- ・農作業受託の取組

地域
計
画

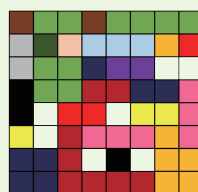


目標地図（新規作成）

- ・地域農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用の姿
- ・農業を担う者ごとに利用する農地を定めた地図
- ・出し手と受け手の意向が反映

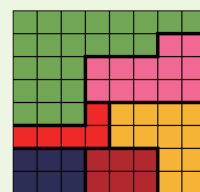
現況地図

分散状態の農地



目標地図

担い手毎に
まとまった農地



Point

目標地図は、農地ごとに将来の耕作者をイメージとして示すものであり、これにより農地の権利設定がなされるものではありません。現耕作者が耕作できなくなった際の引受先が確認できるものとして作成します。

今後地域の皆さまに ご協力をお願いすること



地域計画は、地域が考える地域農業のあり方を、市がとりまとめ、公表するものですので、担い手農家をはじめ、集落の関係者（町会、多面的活動組織、中山間活動組織、集落営農組織など）、土地改良区、農業委員など幅広い方に関与いただき、地域での合意形成を図っていく必要があります。

今後、地域の皆さまには意向調査への回答、座談会への出席などのご協力をお願いします！

今後の予定

- 令和5年6月以降：意向調査の実施
- 令和6年1月以降：座談会（協議の場）の実施
- 令和6年7月以降：協議内容を取りまとめた地域計画案を市が作成
- 令和6年10月以降：関係機関・地域の皆さまへ意見照会を実施
- 令和7年3月：地域計画の策定・公表

[問合せ] 農林課農政係（地域計画） ☎55-5898
農業委員会（目標地図） ☎55-5396

令和4年度に尾上地域の一部をモデル地区に選定し、策定までの流れを確認しました。詳しくは市HPをご覧ください。

